

公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊木更津駐屯地  
第316会計隊木更津派遣隊長 高野 淳

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
5P9Y1K105080		51HH1AJ0001 0001					
品名 または 件名							
飛行管理業務処理装置等移設役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
輸航本中通信				村主2曹			
搬入場所				納期または工期			
(456)				令和7年7月31日* (木)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること  
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊木更津駐屯地 第316会計隊木更津派遣隊事務室（#762隊舎1F）及び  
 東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsd/f/ae/kaikei/eafin/index.html>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：  
 入札日時場所：令和7年6月5日（木）10時30分 第316会計隊木更津派遣隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- 競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「D」等級以上に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。（競争参加資格の年度：令和7・8・9年度）  
 令和7・8・9年度の全省庁統一資格審査を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中でない者。（協力者含む。）
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 保証金については免除ただし、落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5以上、契約者がその義務を履行しないときは契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の方法

「落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。」

## 9 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札は無効とする。

## 10 契約書の作成

(1) 契約金額が50万円を超えた場合は請書を、150万円を超えた場合は契約書を契約締結後遅滞なく作成する。

(2) 適用する条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

## 11 その他

(1) 入札開始前に必ず「資格決定通知書（写し）」を提出すること。

(2) 代理による入札参加者は、入札時に「入札委任状」を提出すること。

(3) 入札及び契約に関する詳細は、「入札及び契約心得」を閲覧すること。

(4) 郵便による入札は令和7年6月4日 15時までに、下記宛先まで必着とする。

封書には、会社名、入札日時、件名及び朱書で「入札書在中」と明記し、郵送すること。

また、事前に郵送による入札を行う旨の連絡を申し出ること。

(5) 電信・電話による入札は、不可とする。

(6) 本記載事項に関する問い合わせ

〒292-8510千葉県木更津市吾妻地先

陸上自衛隊木更津駐屯地

第316会計隊木更津派遣隊契約班 担当：谷山

TEL 0438-23-3411（内線351）

FAX 0438-23-3411（内線357交換切替）

(7) 仕様書に関する問い合わせ

第1ヘリコプター団輸送航空隊 担当：村主（内線456）

※FAX送信の際は、音声通話からのFAX切り替え、もしくは電話で一報してからのFAX待ち受けどちらかになります

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
飛行管理業務処理装置等移設役務	輸航隊—Q000001	
	作成	令和7年5月15日
	変更	
	作成部隊名	第1ヘリコプター団輸送航空隊
<b>1 総則</b>		
<b>1.1 適用範囲</b>		
この仕様書は、飛行管理業務処理装置等移設役務について適用する。		
<b>1.2 用語及び定義</b>		
この仕様書で用いる用語及び定義は、仕様書その他関係法令に次による。		
<b>1.2.1 官側担当者</b>		
官側担当者とは、第1ヘリコプター団輸送航空隊長の指定した者をいう。		
<b>1.3 引用文書</b>		
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、特に版を指定するもの（引用文書の番号の前に※印をもって示す。）のほかは入札書又は見積書の提出時における最新版とする。		
a) <b>仕様書</b>		
GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書		
GS-C906583C 飛行管理業務処理装置借上（06延長）		
<b>2 役務に関する要求</b>		
<b>2.1 役務の内容</b>		
役務の内容は、次による。		
a) 「移設作業計画」の作成及び計画に基づく業務の実施		
b) 飛行管理業務処理装置一式の搬出・搬入及び設置		
c) 飛行管理業務処理装置構成品、駐屯地等情報基盤及びDIIオープン系間の配線及び各器材への配線、官側が用意するOAタップへの接続		
d) 飛行管理業務処理装置構成品の設定変更（中央管制気象隊に設置されている構成品の設定変更を含む）		
e) 移設後の機能確認		
<b>2.2 本役務のための「移設作業計画」の作成及び計画に基づく業務の実施</b>		
本役務のため協議・調整を行い、具体的実施内容を示した「移設作業計画」を作成、官側担当者に提出し確認を受けること。		

### 2.3 役務履行機関及び作業時間

- a) 本役務の履行期間は、令和7年7月31日までとする。
- b) 作業可能時間は原則として、平日にあっては0815～1700の間とする。
- c) 平日の1700以降及び土・日・祝日の作業（納品を含む）を実施する場合は、官側担当者との調整によるものとする。

### 2.4 役務実施場所

移設元

陸上自衛隊木更津駐屯地

〒292-8510 千葉県木更津市吾妻地先

移設先

陸上自衛隊佐賀駐屯地

〒840-2212 佐賀県佐賀市川副町大字犬井道9476番29

#### 2.4.1 移設器材の搬出・搬入、設置

- a) 移設物品等の移設作業は、移設元設置場所での梱包、搬出、輸送、移設先設置場所への搬入、開梱・組立、設置（配置）・調整までを含むものとし、事前に「移設作業計画」で官側の確認を受けた後、これを実施するものとする。
- b) ケーブル等の部材は流用することを基本とし、現地調査後に不足すると判断した部材については手配するものとする。
- c) 本業務に必要な車両、設備機器、養生資材及び梱包資材等は全て契約相手方の負担とする。
- d) 本役務の作業終了後、速やかに車両、設備機器、養生資材及び梱包資材等の回収、撤去を行い移設先に残置しないこと。
- e) 本役務の作業終了時は、契約相手方立会のもと官側担当者の点検を受けること。

### 3 事故防止と補償

契約相手方は、移設業務の実施にあたっては、諸法令、法規を遵守し事故の防止に万全の注意を払うこと。万一、次の各項の事項が生じたときは、契約相手方の責任において処理すること。

- a) 敷地内外構、通路、植栽、建物及び付随する設備に対する事故
- b) 移設物品等に対する事故
- c) その他契約相手方の管理責任に基づく事故

### 4 秘密保全

作業の遂行にあたり、知りえた秘密を許可なく第三者に漏らしてはならない。

### 5 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、次の事項について、官側の支援を必要とする場合は、事前に官側と調整の上、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 駐屯地等における立入の申請受付、許可に関する事項
- c) 飛行管理業務処理装置等の電源ON・OFF
- d) 官側の保有する施設、設備、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- e) その他官側が契約履行に必要と認めた事項